資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年五月十八日

掲載頁　七十三頁（号外第一〇九号）

平成二十八年五月二十五日

大阪府東大阪市高井田西一丁目五番三号

株式会社遊タイム出版

代表取締役　東　秀行

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金十三億三百七十七万四千百二十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　山陰中央新報

掲載の日付　平成二十八年五月九日

掲載頁　二頁

平成二十八年五月二十五日

島根県松江市東朝日町一五〇番地二六

株式会社プライダルギャラリー・ノバ

代表取締役　板垣　本義

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年六月九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年五月二十五日

東京都品川区東五反田一丁目七番六号藤和東五反田ビル四階　株式会社アイディール

代表取締役　小林　淳

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年六月十日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十八年五月二十五日

静岡県周智郡森町向天方八八八番地

株式会社遠州デリカ

代表取締役　福地喜三男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月二十五日

栃木県下都賀郡野木町大字野木一四一番地三

日信工業株式会社

代表取締役　小栗　仁

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月二十五日

千葉県浦安市千鳥一四番地

エクセル航空株式会社

代表取締役　岸田　啓二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月二十五日

長野県松本市梓川倭五三二番地一

株式会社梓川ショッピングセンター

代表取締役　江本　政東

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月二十五日

愛知県名古屋市中区栄二丁目二番一二号N

UP伏見ビル五階　株式会社中建設計

代表取締役　石田　壽

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月二十五日

大阪府八尾市八尾木北二丁目八番地

日本精器株式会社

代表取締役　八木　秀治

限定承認公告

本籍東京都豊島区長崎五丁目二二番地、最後の住所埼玉県入間市大字仏子三四七番地一

宮ハイツ二〇一　被相続人　亡　鈴木　良治

右被相続人は平成二十七年五月三十一日死亡し、その相続人は平成二十八年五月十三日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

長野県長野市大字高田五五二番地三　ホープ泉Ｂ二〇一号

相続財産管理人　鈴木　芙美

限定承認公告

本籍静岡県沼津市東熊堂一七番地七、最後の住所大阪府羽曳野市学園前四丁目一六番三―四〇五号　被相続人　亡　三浦　明美

右被相続人は平成二十八年一月二十九日死亡し、その相続人は平成二十八年五月十六日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

大阪府羽曳野市学園前四丁目一六番三―四〇五号　相続財産管理人　稲本　智美

限定承認公告

本籍島根県江津市都野津町二三一八番地二、最後の住所島根県江津市二宮町神主八五〇六番地七　被相続人　亡　平本　順敬

右被相続人は平成二十七年十月二十四日死亡し、その相続人は平成二十八年五月十三日松江家庭裁判所浜田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日

島根県益田市あけぼの東町一三番地一　赤陵会館二階　田上法律事務所

相続財産管理人平本桂子

代理人弁護士　田上　尚志

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十八年五月十五日開催の定時総会において、出資一口の金額を十万円から四万五千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十八年五月二十五日

石川県金沢市北寺町へ二六番地

石川県自動車サービス協同組合

代表理事　加茂野正義

正誤

ページ	段	行	誤	正
二	五 上	一七	及び第七条の八、別表(二)及び別表(四)	田賃金額終りから五田賃金額及び第七条の八、別表(四)及び別表(二)

（原稿誤り）

平成十年六月三十日（号外第百三十三号）外務省告示第二百二十六号（千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件）

（原稿誤り）

九ページ二段一八行目の「場合」の次に「には、当該受理官庁がその旨を千九百九十七年十二月三十一日までに国際事務局に通告することを条件として、同規定は、その国内法令に引き続き適合しない間、当該受理官庁については」を加える。

（原稿誤り）

二ページ様式第一号中「兼業の有無」の項の次に次のように加える。

就業業務の管理責任者の氏名

（原稿誤り）

平成二十八年六月二日公布厚生労働省令第九十七号（年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令）

（原稿誤り）

八四　二年の六月末日　年の翌年の六月末日

平成二十八年五月九日（号外第百一号）公布国土交通省令第四十七号（建設業法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十三日付特第二八号
同日付第一一五号六四ページ
日付衆会第一八号三二ページ

一二ページ●同月二十五日付第一一四号二四ページ●
ジ●同日付政府調達第九六号二四ページ●三月二十二
ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）